特定非営利活動法人石狩国際交流協会 専門部会設置規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 石狩国際交流協会(以下「協会」という。)の定款第3条に定める 事業を円滑に推進するため、専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(部会)

- 第2条 次の部会を設置する。
- (1) 姉妹都市部会
- (2) 文化スポーツ交流部会
- (3) キャンベルリバー留学生ホームスティ部会
- (4) 日本語学習支援部会

(構成)

- 第3条 各部会に部長、副部長 部会員を置く。
 - (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 1名
 - (3) 部会員 若干名

(選出)

- 第4条 部会長は理事の中から、副部会長、部会員は特定非営利活動法人 石狩国際交流協会会員の中から選出する。
- 2 部会長、副部会長、部会員は理事会承認後会長が委嘱する。

(業務)

- 第5条 部会は、別表に掲げる分掌事項の業務を行う。
- 2 別表に掲げた業務の実施にあたっては理事会に報告する。

(部会の開催)

第6条 部会は、部会長が随時招集して開催する。

附則

1 この規程の施行は、平成30年6月25日から施行する。

別表(第5条関係)

部 会 名	分 掌 事 項
姉 妹 都 市 部 会	(1) 姉妹都市との交流に関すること(2) ヤングアンバサダー派遣に関すること(3) 姉妹都市との高校生交換留学に関すること(4) 海外からの来訪者の歓迎会に関すること(5) その他、目的達成のための必要な事業に関すること
文化スポーツ交流部会	 (1)国際交流活動に関する各種イベントの企画運営に関すること 例 日帰りバスツアー・異文化サロン 世界の料理教室等 (2)ワールドフェスティバルに関すること (3)外国人との文化・スポーツに関すること (4)その他、目的達成のための必要な事業に関すること
キャンベルリバー留学生ホームステイ部会	 (1) キャンベルリバー留学生のホームステイに関する 行事の企画運営に関すること (2) キャンベルリバー留学生のホームステイの受入に 関すること (3) キャンベルリバ留学生との親睦を深めるための 旅行並びに懇親会等の開催 (4) 協会が行う事業に対する協力 (5) その他、目的達成のための必要な事業
日本語学習支援部会	(1) キャンベルリバー留学生のための日本語教室に関すること(2) 外国人のための日本語教室に関すること(3) 協会が行う事業に対する協力(4) その他、目的達成のための必要な事業